

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
○ 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	総務学事課		目次	
○ 特定計量器定期検査 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【告示】 （県例規集登載）	産業企画課 道路整備課 〃			
○ 土地改良区役員の退任届 ○ 公共測量の終了 ○ 落札者等の決定 【議事事務局】	耕地課 監理課 警察本部会計課			
○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報情報の指定 【人事委員会】	総務課			
○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会			
○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）	〃			
				担当課（室）

◎岡山県規則第九号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和五十九年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十三号中「第一条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第三十四号及び第三十五号中「第一条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条第三十九号中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条第四十号中「第四条」を「第四条第二号」に改め、同条第四十号の二中「第四条」を「第四条第三号」に改め、同条第四十一号中「第四条」を「第四条第四号」に改め、同条第四十二号中「第四条」を「第四条第五号」に改め、同条第四十三号中「学校教育法施行令第三十一条の規定による」を削る。

様式第一号及び様式第十六号中「回遊道」を「回令」に改める。

様式第三十三号中「第1条第1項」を「第2条第1項」に改める。

様式第三十四号及び様式第三十五号中「第1条第2項」を「第2条第2項」に改める。

様式第三十九号中「第4条」を「第4条第1号」に改める。

様式第四十号中「第4条」を「第4条第2号」に改める。

様式第四十号の二中「第4条」を「第4条第3号」に改める。

様式第四十一号中「第4条」を「第4条第4号」に改める。

様式第四十二号中「第4条」を「第4条第5号」に改める。

様式第四十三号中「、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条の規定による」を削る。

様式第四十四号中「第4条第2項の別表第3の1の項の第3欄」を「別表第3の1の2の項第3欄」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の私立学校法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

◎岡山県告示第八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気郡 勝田郡 英田郡 久米郡	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

◎岡山県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 総社足守線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
総社市黒尾字正満二二一番一地先から 総社市久米字五ノ坪一四六番一地先まで	新	一二・二〇 四一・八	六五五・四
総社市黒尾字正満二二一番一地先から 総社市久米字五ノ坪一四六番一地先まで	旧	八・五〇 一八・四	六五五・四

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 賀陽種井線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
総社市槁字笹山一八六番地先から 総社市槁字笹山一八七番一地先まで	新	一六・〇〇 二五・〇	七・五

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三七四号
三 道路の区域

総社市槁字笹山一八六番地先から 総社市槁字笹山一八七番一地先まで
旧
八・八〇 二五・〇
七・五

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市位田字才ノ元七六七番一地先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三 地先まで	新	一〇・〇〇 一三六・〇	五九三六・五
勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一 地先から	新	八・五	一六〇・〇
勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三 地先まで	旧	一〇・〇〇 一三六・〇	五四一九・五
美作市位田字才ケハナ三九七番一地先か ら	旧	八・五	一六〇・〇
勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一 地先から	旧	八・五	一六〇・〇
勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三 地先まで	旧	八・五	一六〇・〇

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

一 道路の種類 県道
二 路線名 馬屋瀬戸線
三 道路の区域

区	域		
赤磐市馬屋字湯田四二三番一地从先から 赤磐市馬屋字湯田四三〇番一地从先まで	赤磐市馬屋字湯田四二三番一地从先から 赤磐市馬屋字湯田四三〇番一地从先まで	別	新旧
三・〇 五・四	四・一 一・一	幅員	(メートル)
一〇一・八	一〇一・八	延長	(メートル)

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

◎岡山県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		一般国道	道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
馬屋瀬戸線	賀陽種井線	四二九号				令和二年二月二十一日
赤磐市馬屋字湯田四三〇番一地先まで	総社市槁字笹山二〇二番地先まで	美作市粟井中字田渕五三二番地先から 美作市粟井中字田渕三六九番一地先を経て 美作市粟井中字叶前田九〇五番一地先まで				
赤磐市馬屋字湯田四二三番一地先から	総社市槁字笹山一九二番一地先から					

〔五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝央北部土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

香本 峻

勝田郡勝央町石生五三三

理事

〔五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、農林水産省中国四国農政局吉井川農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
赤磐市吉原地内	公共測量（基準点測量）	令和二年一月三十一日

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

〔五五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

二 契約期間

令和二年三月一日から令和三年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市中区小橋町一丁目一番二五号

四 落札者を決定した日

令和二年一月三十日

五 落札者の名称及び住所

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝三丁目二二番八号

六 落札金額

二〇三、五六六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一八、五〇六、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年十二月二十日

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第二十三条第一項の規定により簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報等を次のように定める。

令和二年二月二十一日

岡山県議会議長 蓮 岡 靖 之

岡山県議会議事務局会計 年度任用職員採用試験	試験の名称	簡易な方法による開示請求をすることができる 個人情報の内容	
	開示する内容	簡易な方法による開示請求をすることができる 個人情報の内容	
岡山県議会議事務局会計 年度任用職員採用試験	得点及び順位	簡易な方法による開示請求 をすることができる 期間	簡易な方法による開示請求 をすることができる 場所
岡山県議会議事務局会計 年度任用職員採用試験	合格発表の日 から一月間	岡山県議会議事務局	岡山県議会議事務局

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日 岡山県公報 第12170号

◎岡山県人事委員会規則第一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「平成三年法律第百十号」の下に「。第十二条において「育児休業法」という。」を加える。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（特定の職員についての適用除外）

第十二条 第三条及び第六条第一項後段の規定は、地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により任用され、又は育児休業法第六条第一項第一号若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第三条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ウ中「のうち、常勤の職員及び」を「（非常勤の職員（」に改め、「占める職員」の下に「を除く。第六条第一項第三号において同じ。）である場合には、期末手当の支給を受ける職員に限る。」を加え、同号中エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岡山県条例第四十四号。以下この号及び第六条第一項第四号において「短時間勤務会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員（短時間勤務会計年度任用職員給与条例第九条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける短時間勤務会計年度任用職員に限る。）

オ 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例（令和元年岡山県条例第四十五号。以下この号及び第六条第一項第五号において「会計年度任用職員給与条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員（会計年度任用職員給与条例第十七条第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員に限る。）

第三条第三号カ中「第六条第一項第五号」を「第六条第一項第七号」に改める。

第五条第二項第五号中「第十一条第二項第九号」を「第十一条第二項第十二号」に改める。

第六条第一項中「第五号」を「第七号」に改め、同項第三号中「のうち、常勤の職員及び地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「（非常勤の職員である場合には、週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のものに限る。）」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 短時間勤務会計年度任用職員給与条例の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職

員（過当たりの勤務時間が十五時間三十分以上のものに限る。）

五 会計年度任用職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員

第十二条第一項中「第六条第一項」の下に「（第三号に係る部分は常勤の職員及び地
公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限り、第四号及び
第五号に係る部分を除く。）」を加える。

第十三条第一項第一号中「百分の百十七・五以上百分の百九十五」を「百分の百十五
以上百分の百九十」に、「百分の百四十三・五以上百分の二百三十五」を「百分の百四
十一以上百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の百六以上百分の百十七・五」
を「百分の百三・五以上百分の百十五」に、「百分の百二十九以上百分の百四十三・五」
を「百分の百二十六・五以上百分の百四十一」に改め、同項第三号及び第四号中「百分
の九十四・五」を「百分の九十二」に、「百分の百十四・五」を「百分の百十二」に改
める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。